

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第1号）第一百六十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月三十日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

別表		改正後	
一般名		適用日	
(削る)	(略)	(削る)	

別表		改正前	
一般名		適用日	
セイヨウトチノキ種子エキス	(略)	(略)	令和六年十一月三十日